

カワセミ

つみきょう

積立共済年金制度

拠出型企業年金保険（Ⅱ）パンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）

NEW!!

① 中途一時払の回数制限及び口数上限が変更になりました。

＊掛金の払い込み期間中は回数制限なく、何度でもお申し込みいただけます。
＊加入口数は、1回あたり1,000万円（100口）まで、掛金の払い込み期間中通算で8,000万円（800口）までお申し込みいただけます。

くわしくは 次頁

② 拠出型企業年金保険（Ⅱ）の保険事務費率が引き下げとなりました。

＊積立金の増加及び積立金額が掛金払い込み累計額を下回る期間の短縮につながり、これまで以上にみなさまが安心して資産形成を行うことが可能な制度となりました。

POINT

① 月々2,000円(2口)の掛金から始められます。

＊月払掛金は**2,000円（2口）から1,000円単位**で設定でき、毎年2回、申込期間中に掛金の変更ができます。
＊若年層から負担にならない金額で、着実に増やしましょう。

② 税制面において所得控除を受けられます。

＊税制適格コースは個人年金保険料控除（旧制度）、自由選択コースは一般の生命保険料控除（旧制度）として、所得控除の対象となります。
(注)税務のお取り扱いは令和7年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。
変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。

③ 予定利率（※）約1.25%（令和7年11月1日時点（将来変動する可能性があります））

（※）「予定利率」は保険料（掛金から運営事務費を除いたもの）のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ掛金額に対する利率ではありません。
予定利率は預金等の利回りとは異なります。
＊上記は、引受保険会社の予定利率及び引受割合にもとづきます。

申込期間 ※申込期間以外の提出はお受けできません。		私学事業団提出締切日 ※学内締切日は事務担当者にご確認ください。	
前期募集	令和8年 6月 1日（月）～ 6月30日（火） 〈加入日・変更日：令和8年10月1日〉	事業団必着	6月30日（火）
後期募集	令和8年11月 2日（月）～ 11月30日（月） 〈加入日・変更日：令和9年4月1日〉	事業団必着	11月30日（月）

Check!

申込書（PDF）のダウンロードはコチラ → 申込書

※私学共済ホームページへ移動します。

日本私立学校振興・共済事業団

問い合わせ先　共済事業本部　貯金・貸付課　貯金係　03-3813-5321(代)

変更点1　中途一時払の回数制限及び口数上限が変更になりました!

◆回数制限及び口数上限の変更で、より多くの積み立てが可能となりました。
資産形成や老後生活に備えてぜひご活用ください。

中途一時払のお取り扱い内容

	変更前	→ 変更後
取扱回数	掛金の払い込み期間中1回のみ(注)	掛金の払い込み期間中何度でも(注)
加入できる口数上限	1,000万円(100口)	通算 8,000万円(800口)
1回あたりの口数上限	1,000万円(100口)	

(注)**自由選択コースにおいて、月払掛金を全部減口(払い込み中止)している場合、中途一時払のお申し込みはできません。**
年2回の申込期間に事前、又は同時に月払掛金の増口(最低2口以上)が必要となります。

⇒くわしいお取り扱いについては8～10頁「制度のお取り扱い」をお読みください。

変更点2　拠出型企業年金保険(Ⅱ)の保険事務費率(注)が引き下げとなりました!

◆拠出型企業年金保険(Ⅱ)の保険事務費率が改定となり、積立金返戻率が以下のとおり向上しました。
◆積立金の増加及び積立金額が掛金払い込み累計額を下回る期間の短縮につながり、これまで以上にみなさまが安心して資産形成を行うことが可能な制度となりました。

(注)保険事務費率とは、保険会社がご契約の引き受けに伴い徴収している費用を算出する率のことです。

月払給付額試算表

月払掛金10,000円(10口)加入の場合

加入年数	掛金払い込み累計額	改定前 積立金(年金原資、脱退一時金額)	改定前 積立金返戻率	→ 改定後 積立金(年金原資、脱退一時金額)	改定後 積立金返戻率
1年	120,000円	約118,300円	約98%	約119,800円	約99%
2	240,000円	約237,900円	約99%	約241,000円	約100%
3	360,000円	約358,900円	約99%	約363,600円	約101%
4	480,000円	約481,400円	約100%	約487,500円	約101%
5	600,000円	約605,100円	約100%	約613,000円	約102%
10	1,200,000円	約1,245,700円	約103%	約1,261,800円	約105%
15	1,800,000円	約1,923,700円	約106%	約1,948,700円	約108%
20	2,400,000円	約2,641,300円	約110%	約2,676,100円	約111%
25	3,000,000円	約3,401,600円	約113%	約3,446,400円	約114%
30	3,600,000円	約4,207,300円	約116%	約4,261,800円	約118%
35	4,200,000円	約5,060,400円	約120%	約5,125,300円	約122%
40	4,800,000円	約5,963,800円	約124%	約6,039,600円	約125%
45	5,400,000円	約6,920,300円	約128%	約7,007,600円	約129%

[積立金返戻率の計算式]積立金返戻率(%)＝積立金(年金原資、脱退一時金額)÷掛金払い込み累計額×100

※積立金(年金原資、脱退一時金額)は加入時点で定まるものではありません。
ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更等により、**条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際のお受取額をお約束するものではありません。**
加入(増口)年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。
※数値の計算条件の詳細は、6頁「しくみ図・給付額試算表等の数値について」をお読みください。

半年払給付額試算表

半年払掛金50,000円(5口)加入の場合

加入年数	掛金払い込み累計額	改定前		改定後	
		積立金(年金原資、脱退一時金額)	積立金返戻率	積立金(年金原資、脱退一時金額)	積立金返戻率
1年	100,000円	約98,200円	約98%	約99,500円	約99%
2	200,000円	約197,700円	約98%	約200,200円	約100%
3	300,000円	約298,200円	約99%	約302,100円	約100%
4	400,000円	約400,000円	約100%	約405,200円	約101%
5	500,000円	約502,900円	約100%	約509,400円	約101%
10	1,000,000円	約1,035,200円	約103%	約1,048,600円	約104%
15	1,500,000円	約1,598,600円	約106%	約1,619,700円	約107%
20	2,000,000円	約2,195,100円	約109%	約2,224,200円	約111%
25	2,500,000円	約2,826,800円	約113%	約2,864,200円	約114%
30	3,000,000円	約3,496,400円	約116%	約3,542,100円	約118%
35	3,500,000円	約4,205,500円	約120%	約4,259,600円	約121%
40	4,000,000円	約4,956,300円	約123%	約5,019,600円	約125%
45	4,500,000円	約5,751,200円	約127%	約5,824,100円	約129%

一時払給付額試算表

一時払掛金100万円(10口)加入の場合

加入年数	掛金払い込み累計額	改定前		改定後	
		積立金(年金原資、脱退一時金額)	積立金返戻率	積立金(年金原資、脱退一時金額)	積立金返戻率
1年	1,000,000円	約996,800円	約99%	約1,009,700円	約100%
2	1,000,000円	約1,007,900円	約100%	約1,020,900円	約102%
3	1,000,000円	約1,019,100円	約101%	約1,032,400円	約103%
4	1,000,000円	約1,030,600円	約103%	約1,044,000円	約104%
5	1,000,000円	約1,042,300円	約104%	約1,055,800円	約105%
10	1,000,000円	約1,102,700円	約110%	約1,117,000円	約111%
15	1,000,000円	約1,167,100円	約116%	約1,182,200円	約118%
20	1,000,000円	約1,235,100円	約123%	約1,251,400円	約125%
25	1,000,000円	約1,307,400円	約130%	約1,324,700円	約132%
30	1,000,000円	約1,384,400円	約138%	約1,402,400円	約140%
35	1,000,000円	約1,465,900円	約146%	約1,484,700円	約148%
40	1,000,000円	約1,552,100円	約155%	約1,571,800円	約157%
45	1,000,000円	約1,643,500円	約164%	約1,664,100円	約166%

[積立金返戻率の計算式]積立金返戻率(%)=積立金(年金原資、脱退一時金額)÷掛金払い込み累計額×100

※積立金(年金原資、脱退一時金額)は加入時点で定まるものではありません。
ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更等により、**条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際のお受取額をお約束するものではありません。**
加入(増口)年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。
※数値の計算条件の詳細は、6頁「しくみ図・給付額試算表等の数値について」をお読みください。

目　次

1頁　加入コースの選択/契約成立までの流れ

2頁　加入年齢別お勧めプラン

3~4頁　契約概要（商品名称/商品の特徴/しくみ図）

5頁　契約概要（年金の種類）

6頁　契約概要（一時金・途中脱退した場合の給付額試算表/しくみ図・給付額試算表等の数値について）

7頁　契約概要（年金コースの初回年金月額の計算式及び年金のお取り扱いについて）

8~10頁　契約概要（制度のお取り扱い）

11~12頁　注意喚起情報

12頁　個人情報のお取り扱い

12頁　個人番号（マイナンバー）のお取り扱い

13頁　税法上のお取り扱い/加入（増口）にあたっての意向確認のお願い

14頁　医療保険コース「医療保険（有配当/2022）」

15頁　新規加入申込書記入例

16頁　コース加入・口数変更（増口・減口）申込書記入例

厚生労働省　公的年金シミュレーター

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

●ホームページアドレス
https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/

拠出型企業年金保険（Ⅱ）　商品説明動画

アバターがわかりやすく商品概要を説明します。

●ホームページアドレス
https://www.pip-maker.com/?view=hlm6

加入コースの選択

加入時に、税制適格コース、自由選択コースの2コースから選んでください。
希望により両コースとも加入することができます。

		税制適格コース	自由選択コース
税務のお取り扱い(*)		個人年金保険料控除の対象	一般の生命保険料控除の対象
加入資格要件		加入日現在、満65歳まで10年以上掛金を払い込みすることができる現職のご加入者(注1)	加入日現在、満65歳まで2年以上掛金を払い込みすることができる現職のご加入者(注1)
※加入申し込みできるのは…	前期募集	昭和46年10月1日以降に生まれた人	昭和38年10月1日以降に生まれた人
	後期募集	昭和47年4月1日以降に生まれた人	昭和39年4月1日以降に生まれた人
給付内容		年金コースからいずれかの年金(除く5年確定年金)を退職(脱退)時(注2)に選択 ※年金のお受け取りに代えて一時金のお受け取りができます。	年金コース(いずれかの年金を選択)、一時金コース、医療保険コース、終身保険コースから希望するコースを退職(脱退)時(注2)に選択(複数選択可能)

(注1)新規加入又は未加入のコースへ加入する場合の加入資格要件となります。既に加入いただいているコースの内容変更については該当しません。
(注2)「退職(脱退)時」とは、以下のいずれかに該当した場合を指します。以降の頁においての「退職(脱退)時」も以下のいずれかに該当した場合を指します。
①掛金の払い込み満了時(詳細は9頁「制度のお取り扱い」の「脱退」、「掛金の払い込み満了」をお読みください)。
②税制適格コースでは掛金の払い込み期間10年以上かつ満55歳以上での脱退時、自由選択コースでは掛金の払い込み期間2年以上かつ満55歳以上での脱退時。
(*)税務のお取り扱いは、令和7年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。
変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。

契約成立までの流れ

①申込書 ▶ ②申込み ▶ ③加入日 ▶ ④初回(変更後)振替日

①私学共済ホームページに掲載の申込書をご使用いただくか、学校等の事務担当者よりお受け取りください。
②申込書をご提出

※学内締切日は事務担当者にご確認ください。
※「新規加入申込書」のご提出にあたって、申込書3枚目の「預金口座振替依頼書」を金融機関に提出し、1,2枚目に金融機関受領印を押してもらうことが必要です。

	申込み締切日 (私学事業団必着)	加入日	初回(変更後)振替日 (ご指定の金融機関から振り替えにより徴収)	
			月払・一時払	半年払
前期募集	令和8年6月30日(火)	令和8年10月1日	令和8年10月6日(火)	令和9年1月6日(水)
後期募集	令和8年11月30日(月)	令和9年4月1日	令和9年4月6日(火)	令和9年7月6日(火)

申込書(PDF)のダウンロードはコチラ ➡ 申込書

加入年齢別お勧めプラン（65歳払い込み満了時積立金一覧）

年齢（期間）	払方	お手ごろプラン	おすすめプラン	加入時一時払活用プラン
20歳加入 掛金の払い込み期間45年	月　払	3,000円	5,000円	5,000円
	半年払	10,000円	20,000円	20,000円
	加入時一時払	0円	0円	200,000円
	掛金払い込み累計額	252.0万円	450.0万円	470.0万円
	積立金（脱退一時金）	約326.7万円	約583.3万円	約616.6万円
25歳加入 掛金の払い込み期間40年	月　払	3,000円	5,000円	5,000円
	半年払	10,000円	20,000円	20,000円
	加入時一時払	0円	0円	200,000円
	掛金払い込み累計額	224.0万円	400.0万円	420.0万円
	積立金（脱退一時金）	約281.5万円	約502.7万円	約534.2万円
30歳加入 掛金の払い込み期間35年	月　払	5,000円	10,000円	10,000円
	半年払	20,000円	50,000円	50,000円
	加入時一時払	0円	0円	1,000,000円
	掛金払い込み累計額	350.0万円	770.0万円	870.0万円
	積立金（脱退一時金）	約426.6万円	約938.4万円	約1,086.9万円
35歳加入 掛金の払い込み期間30年	月　払	5,000円	10,000円	10,000円
	半年払	20,000円	50,000円	50,000円
	加入時一時払	0円	0円	1,000,000円
	掛金払い込み累計額	300.0万円	660.0万円	760.0万円
	積立金（脱退一時金）	約354.7万円	約780.3万円	約920.6万円
40歳加入 掛金の払い込み期間25年	月　払	10,000円	15,000円	10,000円
	半年払	20,000円	50,000円	50,000円
	加入時一時払	0円	0円	2,000,000円
	掛金払い込み累計額	400.0万円	700.0万円	750.0万円
	積立金（脱退一時金）	約459.2万円	約803.3万円	約896.0万円
50歳加入 掛金の払い込み期間15年	月　払	15,000円	20,000円	10,000円
	半年払	30,000円	50,000円	50,000円
	加入時一時払	0円	0円	3,000,000円
	掛金払い込み累計額	360.0万円	510.0万円	630.0万円
	積立金（脱退一時金）	約389.4万円	約551.7万円	約711.5万円
60歳加入（注） 掛金の払い込み期間5年	月　払		20,000円	10,000円
	半年払		50,000円	50,000円
	加入時一時払		0円	5,000,000円
	掛金払い込み累計額		170.0万円	610.0万円
	積立金（脱退一時金）		約173.5万円	約640.1万円



3〜4頁
しくみ図
加入例と
同一プラン

（注）60歳加入の場合、払い込み満了（65歳）までの期間が5年となることから、税制適格コースの加入資格要件（掛金の払い込み期間が10年以上）を満たさないため、自由選択コースのみのお取り扱いとなります。

※積立金（脱退一時金）は加入時点で定まるものではありません。ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際のお受取額は変動（増減）します。
加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金（脱退一時金）が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。

※数値の計算条件の詳細は、くわしくは6頁「しくみ図・給付額試算表等の数値について」をお読みください。

契約概要

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。加入（増口）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

商品名称	拠出型企業年金保険（Ⅱ）・拠出型企業年金保険（Ⅱ）遺族年金特約

商品の特徴

- ●拠出型企業年金保険（Ⅱ）は、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ●自助努力による資産形成や老後生活資金を準備するために、掛金を払い込み、掛金の払い込み満了後に給付金を受け取れます。
- ●掛金の払い込み期間中に死亡された場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金と半年払掛金のそれぞれ1回分）が加算された金額をご遺族が受け取れます。

しくみ図

しくみ図は新規加入（増口）のイメージを表したものです。
数値の計算条件の詳細は、6頁「しくみ図・給付額試算表等の数値について」をお読みください。

30歳男性加入例（税制適格コース・自由選択コース共通）

- ●月払掛金（口数）……10,000円（10口）
- ●半年払掛金（口数）……50,000円（5口）
- ●掛金の払い込み満了年齢…65歳
- ●年金受取開始年齢……65歳

65歳時掛金払い込み累計額

770万円

積立金（年金原資）

約938.4万円

①加入時、②中途、③退職（脱退）時に掛金を一時払して積立金（年金原資）を増やすことができます。

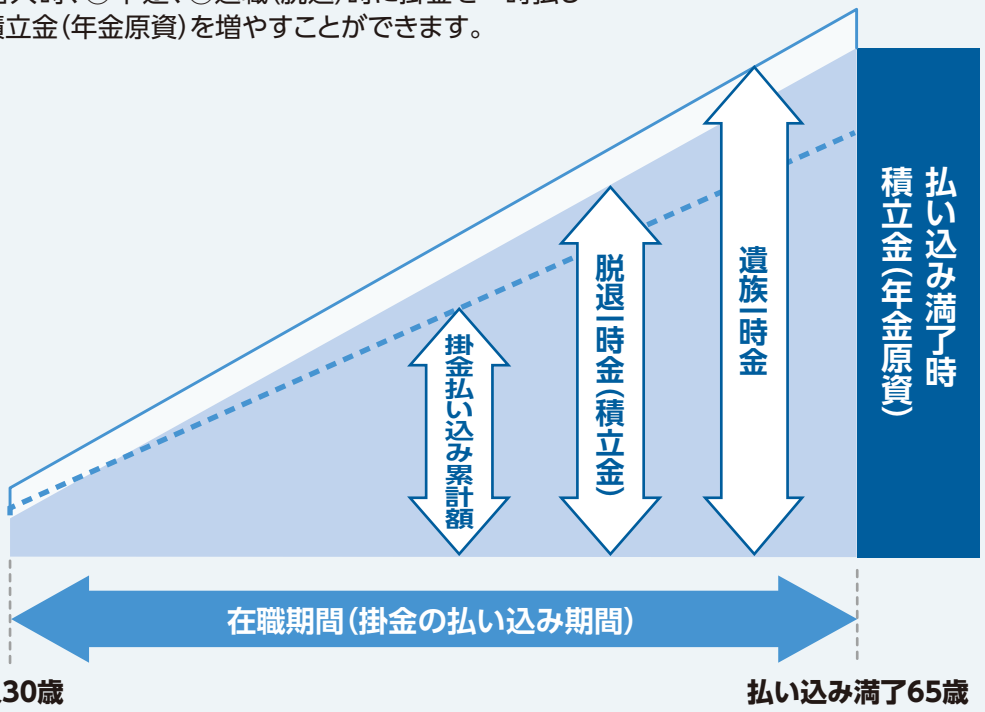

加入時に選択

税制適格コース
個人年金保険料控除対象

自由選択コース
一般の生命保険料控除対象

払い込み満了時に選択

（4頁へ）

（注）積立金・一時金・年金月額及び年金受取総額は加入時点では確定しておらず、ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際のお受取額は変動（増減）します。
加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。
年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率（予定利率・予定事業費率等）によって計算されます。くわしくは11頁注意喚起情報「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について」をお読みください。

しくみ図　払い込み満了時に選択

税制適格コース

個人年金保険料控除対象

保険料（掛金から私学事業団の運営事務費を除いたもの）は個人年金保険料控除の対象となります。(※)

年金コース

年金種類毎の詳細については5頁「年金の種類」をお読みください。

確定年金 10年・15年・20年

（10年確定年金の場合）

基本年金

65歳 ←― 年金受取期間（10年） ―→ 75歳

	初回年金月額	受取総額
10年確定年金	約 8.2万円	約　987万円
15年確定年金	約 5.6万円	約 1,017万円
20年確定年金	約 4.3万円	約 1,048万円

終身年金 10年保証期間付・15年保証期間付

（10年保証期間付終身年金の場合）

基本年金

65歳 ←― 保証期間（10年） ―→ 75歳 ←― 本人生存の限り支給 ―→ 終身

	初回年金月額	保証期間中の受取総額
10年保証期間付	約 4.6万円	約 554万円
15年保証期間付	約 4.3万円	約 784万円

夫婦終身年金 10年保証期間付・15年保証期間付

（10年保証期間付夫婦終身年金の場合）

基本年金

65歳 ←― 保証期間（10年） ―→ 75歳 ←― 本人・配偶者（民法上の婚姻関係）生存の限り支給* ―→ 終身

*保証期間経過後に本人死亡の場合、配偶者（民法上の婚姻関係）に本人の6割支給

	初回年金月額	保証期間中の受取総額
10年保証期間付	約 3.8万円	約 456万円
15年保証期間付	約 3.7万円	約 669万円

*妻が3歳年下の場合の例です。

一時金コース

約 938.4万円

年金のお受け取りに代えて一時金でのお受け取りができます。

自由選択コース

一般の生命保険料控除対象

保険料（掛金から私学事業団の運営事務費を除いたもの）は一般の生命保険料控除の対象となります。(※)

年金コース

年金種類毎の詳細については5頁「年金の種類」をお読みください。

確定年金 5年・10年・15年・20年

	初回年金月額	受取総額
5年確定年金	約 15.9万円	約 957万円

5年確定年金のほかに、10年、15年、20年確定年金があります。金額については、税制適格コースをご確認ください。

終身年金 10年保証期間付・15年保証期間付

金額については、税制適格コースをご確認ください。

夫婦終身年金 10年保証期間付・15年保証期間付

金額については、税制適格コースをご確認ください。

一時金コース

約 938.4万円

退職（脱退）時の積立金相当額を一時金としてお受け取りいただきます。

医療保険コース

*健康状態等によっては加入できないことがあります。
*お取り扱い内容については将来変更となる場合があります。
*詳細は14頁をお読みください。

終身保険コース

令和7年11月1日時点、新規のお取り扱いを停止しています。

（※）税務のお取り扱いは令和7年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。

年金の種類

税制適格コース　自由選択コース

確定年金 （5年（自由選択コースのみ）、10年・15年・20年）	●退職（脱退）月翌月以降、定められた期間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。 ●ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。 ●ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、継続受取人（※）に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。
終身年金 （10年保証期間付・15年保証期間付）	●退職（脱退）月翌月以降、保証期間中は、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。 **保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。** ●ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。 ●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、継続受取人（※）に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。 （注）**ご加入者が死亡された時期によっては、年金受取総額が掛金払い込み累計額・年金原資（積立金）を下回ることがあります。**
夫婦終身年金 （10年保証期間付・15年保証期間付）	●退職（脱退）月翌月以降、保証期間中は、ご加入者及び配偶者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。 **保証期間経過後はご加入者又は配偶者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。保証期間経過後にお受け取りいただく年金月額は、ご加入者が生存されている場合は保証期間中と同額、ご加入者が死亡され配偶者が生存されている場合は保証期間中の6割の金額となります。** ●保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者又は配偶者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。 ●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、以下の方に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。 <ご加入者が保証期間中に死亡された場合の受取人> • 配偶者が生存されている場合:配偶者（年金開始後、配偶者が死亡された場合は配偶者の相続人） • 配偶者がご加入者よりも前に死亡されている場合:継続受取人（※） ●夫婦終身年金を選択する場合、配偶者は民法上の婚姻関係にあり、ご加入者との年齢差が、ご加入者が年長である場合は15歳以内、ご加入者が年少である場合は10歳以内であることが必要となります。 （注）**ご加入者及び配偶者が死亡された時期によっては、年金受取総額が掛金払い込み累計額・年金原資（積立金）を下回ることがあります。**

（※）継続受取人とは、配偶者（民法上の婚姻関係）、子、父母（養父母を実父母の上順位とする）、祖父母・孫、兄弟姉妹、曾孫、甥・姪の順で定まる人を指します（その他は民法の規定によります）。

一時金・途中脱退した場合の給付額試算表

税制適格コース　自由選択コース

退職（脱退）したときの給付額は加入年数に応じ、次のとおりとなります。
＊給付額は加入時点では確定しておらず、変動（増減）します。

掛金 / 加入年数	月払掛金10,000円（10口）の場合			半年払掛金50,000円(5口)の場合			一時払掛金100万円（10口）の場合	
	掛金払い込み累計額	積立金（年金原資、脱退一時金額）	積立金返戻率	掛金払い込み累計額	積立金（年金原資、脱退一時金額）	積立金返戻率	積立金（年金原資、脱退一時金額）	積立金返戻率
1年	120,000円	約 119,800円	約99%	100,000円	約 99,500円	約99%	約 1,009,700円	約100%
2	240,000円	約 241,000円	約100%	200,000円	約 200,200円	約100%	約 1,020,900円	約102%
3	360,000円	約 363,600円	約101%	300,000円	約 302,100円	約100%	約 1,032,400円	約103%
4	480,000円	約 487,500円	約101%	400,000円	約 405,200円	約101%	約 1,044,000円	約104%
5	600,000円	約 613,000円	約102%	500,000円	約 509,400円	約101%	約 1,055,800円	約105%
10	1,200,000円	約 1,261,800円	約105%	1,000,000円	約 1,048,600円	約104%	約 1,117,000円	約111%
15	1,800,000円	約 1,948,700円	約108%	1,500,000円	約 1,619,700円	約107%	約 1,182,200円	約118%
7頁計算例 20	2,400,000円	7頁㋐ 約 2,676,100円	約111%	2,000,000円	7頁㋑ 約 2,224,200円	約111%	約 1,251,400円	約125%
25	3,000,000円	約 3,446,400円	約114%	2,500,000円	約 2,864,200円	約114%	約 1,324,700円	約132%
30	3,600,000円	約 4,261,800円	約118%	3,000,000円	約 3,542,100円	約118%	約 1,402,400円	約140%
35	4,200,000円	約 5,125,300円	約122%	3,500,000円	約 4,259,600円	約121%	約 1,484,700円	約148%
40	4,800,000円	約 6,039,600円	約125%	4,000,000円	約 5,019,600円	約125%	約 1,571,800円	約157%
45	5,400,000円	約 7,007,600円	約129%	4,500,000円	約 5,824,100円	約129%	約 1,664,100円	約166%

必ずお読みください

しくみ図・給付額試算表等の数値について

1. 加入年齢別お勧めプラン、しくみ図、給付額試算表、初回年金月額の計算式の数値は、加入日に新規加入される方の給付額、又は増口される方の増口部分に相当する給付額を試算したものであり、次の条件で計算しています。ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、**条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際のお受取額をお約束するものではありません。**
   (1) ご加入者全員の加入口数合計が常に月払は523,950口、半年払は112,100口、一時払は27,995口を共に維持し、保険料が所定の払い込み期日までに入金されたものとしています。
   (2) 積立金（年金原資、脱退一時金額）及び年金月額は、加入日における引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）（令和7年11月1日時点）及び引受割合にもとづき計算しています。
   (3) 配当金は加算していません。
   (4) 積立金返戻率は、積立金（年金原資、脱退一時金額）÷掛金払い込み累計額×100で計算しています。
2. 年度の途中で脱退（死亡による脱退も含む）されたときは、給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ることがあります。
3. 加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。くわしくは11頁注意喚起情報「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について」をお読みください。
4. 掛金払い込み累計額のうち、月払掛金・半年払掛金は、私学事業団の運営事務費0.5%相当額控除前のもので計算しています。
5. 実際にお受け取りいただく年金月額は、積立金をもとに、年金受給権取得時における引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）及び引受割合によって計算されます。年金開始時の引受割合は年金開始後も変動しません。
6. 終身年金・夫婦終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。また、夫婦終身年金の年金月額は配偶者の年齢によっても異なります。

年金コースの初回年金月額の計算式及び年金のお取り扱いについて

税制適格コース　自由選択コース

満55歳以上で退職(脱退)した場合、年金コースを選択できます(ただし、税制適格コースでは掛金の払い込み期間10年以上、自由選択コースでは掛金の払い込み期間2年以上かつ年金月額2万円以上の要件が必要です)。

(計算式)　**初回年金月額 ＝ {退職(脱退)時の脱退一時金相当額**(6頁「一時金・途中脱退した場合の給付額試算表」参照)**} ÷ {年金種類に応じた下表の積立金(年金原資)の金額} × 10,000円**

計算例 〈退職(脱退)時に10年確定年金を選択した場合の例〉

掛金　月払10,000円、半年払50,000円

加入年数　20年

(6頁㋐**約2,676,100円**+6頁㋑**約2,224,200円**)÷㋒**約1,140,332円**×10,000円=**約42,970円**

●初回の年金月額1万円を受け取るのに必要な積立金(年金原資)

確定年金

5年確定年金(自由選択コースのみ)	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金
約 587,867円	㋒ **約 1,140,332円**	約 1,659,525円	約 2,147,452円

終身年金

掛金の払い込み満了及び年金開始年齢 ＼ 年金種類	10年保証期間付終身年金		15年保証期間付終身年金	
	男性	女性	男性	女性
60 歳	約 2,389,288円	約 2,753,194円	約 2,461,636円	約 2,784,498円
65 歳	約 2,029,996円	約 2,358,346円	約 2,152,033円	約 2,416,065円

夫婦終身年金

掛金の払い込み満了及び年金開始年齢 ＼ 年金種類	10年保証期間付夫婦終身年金	15年保証期間付夫婦終身年金
	男性(妻が3歳年下)	男性(妻が3歳年下)
60 歳	約 2,853,989円	約 2,884,948円
65 歳	約 2,469,070円	約 2,523,685円

1. 記載の数値は、今後の経済情勢などにより、変動(増減)することがあります。したがって、実際のお受取額をお約束するものではありません(くわしくは6頁「しくみ図・給付額試算表等の数値について」をお読みください)。
2. 夫婦終身年金を選択できるのは配偶者が民法上の婚姻関係にありご加入者と配偶者の年齢差が次のとおりとなる場合に限られます。
   ①ご加入者が配偶者より年長である場合は15歳以内
   ②ご加入者が配偶者より年少である場合は10歳以内
3. 終身年金・夫婦終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。また、夫婦終身年金の年金月額は配偶者の年齢によっても異なります。上の表はご加入者男性で妻が3歳年下の場合を例示していますが、ご加入者は男女とも選択できます。なお、配偶者については上述2の条件を満たすことが必要です。
4. 自由選択コースは初回の年金月額が2万円未満の場合には年金コースは選択できません。
   税制適格コースについては、初回の年金月額が2万円未満であっても年金でお受け取りいただきます(加入年数等の条件により、年金をお受け取りいただけない場合は除きます)。
5. 年金受取開始時期は、満55歳以上の退職(脱退)月の翌月となります。また、希望により年金受取開始時期(年金受給権取得)は10年間(年単位)を限度として繰り延べることができます(遺族年金は除く)。なお、繰り延べ選択以後は、掛金の払い込み、コース解約、繰り延べ期間の変更、繰り延べ期間終了後の再繰延、医療保険コース・終身保険コース(自由選択コースのみ)の選択はできません(繰り延べの詳細は、8頁〈年金受取開始時期(年金受給権取得)の繰り延べ〉をお読みください)。
6. 税制適格コースにおいては、掛金の払い込み期間10年以上で満55歳以上満60歳未満で退職(脱退)し確定年金を選択する場合、年金受給権取得を満60歳まで年単位で繰り延べることが必要です。
7. 税制適格コース、自由選択コース両コースに加入し、両コースの年金受給権を取得して年金コースを希望した場合、年金受取開始時期は同時となります(年金の種類は両コースで異なってもかまいません)。
8. 年金は年4回(2月、5月、8月、11月)3か月分をまとめてお受け取りいただきます(例:年金開始が4月からの場合、初回の受取は5月となり、4月分の年金をお受け取りいただきます。次回の受取は8月で、5月～7月分をお受け取りいただきます)。
9. 年金受給開始後の年金種類の変更はできません。
10. 年金受取期間中に死亡された場合、遺族年金・遺族一時金の受取人(継続受取人(※))に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

(※)継続受取人とは、配偶者(民法上の婚姻関係)、子、父母(養父母を実父母の上順位とする)、祖父母・孫、兄弟姉妹、曾孫、甥・姪の順で定まる人を指します(その他は民法の規定によります)。

制度のお取り扱い

<table>
<tr><th></th><th>税制適格コース
（個人年金保険料控除）</th><th>自由選択コース
（一般の生命保険料控除）</th></tr>
<tr><td>加入資格要件</td><td>●加入日現在、満65歳まで10年以上掛金を払い込みすることができる現職のご加入者です。
※現在、積立共済年金の年金受給中の人及び繰り延べ中の人は、新規で加入することはできません。</td><td>●加入日現在、満65歳まで2年以上掛金を払い込みすることができる現職のご加入者です。
※現在、積立共済年金の年金受給中の人及び繰り延べ中の人は、新規で加入することはできません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※加入申し込みできるのは…</td><td>前期募集</td><td>昭和46年10月1日以降に生まれた人</td><td>昭和38年10月1日以降に生まれた人</td></tr>
<tr><td>後期募集</td><td>昭和47年4月1日以降に生まれた人</td><td>昭和39年4月1日以降に生まれた人</td></tr>
<tr><td>給付内容</td><td>●年金コースを選択するときは、①確定年金（10年・15年・20年）、②終身年金（10年保証期間付・15年保証期間付）、③夫婦終身年金（10年保証期間付・15年保証期間付）のうちから、いずれかを選択してください（退職（脱退）時には年金のお受け取りに代えて一時金のお受け取りができます）。
※掛金の払い込みが満了した時及び掛金の払い込み期間10年以上かつ満55歳以上で退職（脱退）した時に年金受給権を取得します。
ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権の取得を満60歳となるまで年単位で繰り延べることが必要です。</td><td>●「年金コース」、「一時金コース」、「医療保険コース」及び「終身保険コース」があり、年金受給権の取得時に希望するコース（複数可能）を選択してください。
「医療保険コース」、「終身保険コース」については健康状態等によっては加入いただけないことがあります。
●年金コースを選択するときは、税制適格コースと同様の年金種類（①・②・③）のほか、5年確定年金のうちから、いずれかを選択してください。
※掛金の払い込みが満了した時及び掛金の払い込み期間2年以上かつ満55歳以上で退職（脱退）し、年金月額が2万円以上の場合に年金受給権を取得します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">●年金コースを選択する場合、ご加入者あたりの年金年額は最高3,000万円となります。お受け取りいただく年金年額が3,000万円を超える年金種類は選択できません。
●年金受給権取得日前（掛金の払い込み期間中）に死亡以外の事由により脱退したとき、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金でお受け取りいただきます。
●ご加入者が年金受給権取得日前（掛金の払い込み期間中）に死亡したとき、遺族一時金（又は遺族年金）を受取人（継続受取人（※））にお受け取りいただきます。
(1) 遺族一時金の額は死亡時の積立金に1か月分の月払掛金と1回分の半年払掛金を加えたものです。
ただし、死亡時に全部減口（払い込み中止）している場合は、加えられません。また、掛金が未納だった場合は死亡時の積立金を一時金にてお受け取りいただきます。
(2) 下記の①②に該当する場合、受取人（継続受取人（※））は遺族一時金に代えて遺族年金を選択することもできます。
ただし、死亡時に全部減口（払い込み中止）している場合、及び掛金が未納だった場合は選択できません。
①税制適格コースで、掛金の払い込み期間10年以上の場合、10年、15年、20年確定年金のいずれかを選択することができます。
②自由選択コースで、掛金の払い込み期間2年以上かつ年金月額2万円以上になる場合、5年、10年、15年、20年確定年金のいずれかを選択することができます。
●加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。くわしくは11頁注意喚起情報「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について」をお読みください。
●年金・一時金のご請求は、ご契約者経由で行っていただきます。</td></tr>
<tr><td>年金受取開始時期（年金受給権取得）の繰り延べ</td><td colspan="2">●両コースとも退職（脱退）時積立金を最長10年、年単位で年金受取開始時期（年金受給権取得）を繰り延べることができます（繰り延べ期間中、積立金は所定の利率にて運用されます）。
繰り延べ終了時点で年金コースか一時金コースを選んでください。
・ご加入者が繰り延べ期間中に死亡された場合、その時点での積立金を遺族一時金の受取人（継続受取人（※））にお受け取りいただきます（年金でのお受け取りはできません）。
・繰り延べ選択以後は、掛金の払い込み、コース解約、繰り延べ期間の変更、繰り延べ期間終了後の再繰延、医療保険コース・終身保険コース（自由選択コースのみ）の選択はできません。</td></tr>
<tr><td>申込期間と加入日</td><td colspan="2">●年2回、4月及び10月が新規加入、コース加入、口数変更（増減）の月です。下記期間以外はお申し込みができませんのでご注意ください（振替日の6日が休業日の場合は翌営業日となります）。
<table>
<tr><th></th><th>申込期間</th><th>加入（変更）日</th><th>第1回目の掛金振替日</th></tr>
<tr><td>前期</td><td>6月1日～6月30日</td><td>10月1日</td><td>（月払、一時払（加入時、中途））10月6日・（半年払）1月6日</td></tr>
<tr><td>後期</td><td>11月1日～11月30日</td><td>翌年4月1日</td><td>（月払、一時払（加入時、中途））4月6日・（半年払）7月6日</td></tr>
</table>
（注）実際の申込期間は、営業日により異なります。
●学校等の事務担当者を経由して私学事業団 共済事業本部へ手続きしてください。</td></tr>
</table>

契約内容の変更等に関する事項：この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況又はご契約者の福利厚生制度等の変更により、将来、保険契約の内容が変更されること又は継続できないことがあります（ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります）。

制度のお取り扱い

<table>
<tr><th></th><th>税制適格コース
（個人年金保険料控除）</th><th>自由選択コース
（一般の生命保険料控除）</th></tr>
<tr><td>加入口数と
掛金の払い込み</td><td colspan="2">
●加入口数は月払2口（加入条件）からできます。
●掛金の払い込み方法は、税制適格コース、自由選択コースとも、①月払、②月払と半年払併用の2通りがあります。なお、月払への新規加入又は既に加入していることを条件として、①加入時、②中途、③退職（脱退）時に一時払ができます。
●中途一時払は、既に加入いただいているコースの掛金の払い込み期間中に回数制限なく、何度でもお申し込みができます（中途一時払は制度への新規加入及び未加入のコースへの加入との同時申し込みはできません）。
●自由選択コースにおいて、月払掛金を全部減口（払い込み中止）している場合、中途一時払・退職（脱退）時一時払のお申し込みはできません。
年2回の申込期間に事前、又は同時に月払掛金の増口（最低2口以上）が必要となります。
●確定年金を選択する場合（繰り延べ終了時点で確定年金を選択する場合も含む）の退職（脱退）時一時払は、退職（脱退）時の積立金額又は1,000万円のどちらか少ない方の範囲内です。
●退職（脱退）時一時払は、年金受給権取得時にのみ払い込みできます（繰り延べする場合は、退職（脱退）時のみお取り扱い可能です）。繰り延べ後に退職（脱退）時一時払はできません。
●遺族年金受給時の退職（脱退）時一時払はできません。
<table>
<tr><th>払い込み方法</th><th>加入時期</th><th>1口の金額</th><th>加入できる口数</th></tr>
<tr><td>月　払</td><td>10月・4月</td><td>1,000円</td><td>2口～250口</td></tr>
<tr><td>半年払</td><td>1月・7月</td><td>10,000円</td><td>1口～100口</td></tr>
<tr><td>加入時一時払</td><td>制度への新規加入時、
未加入コースへの加入時</td><td>100,000円</td><td>1口～100口</td></tr>
<tr><td>中途一時払</td><td>掛金の払い込み期間中
（回数制限なく、何度でもお申し込みが可能）</td><td>100,000円</td><td>通算 1口～800口
（1回あたりの口数上限：100口）</td></tr>
<tr><td>退職（脱退）時一時払</td><td>年金受給権取得時</td><td>100,000円</td><td>1口～100口</td></tr>
</table>
●月払掛金と半年払掛金のうち、0.5%相当額は私学事業団の運営事務費に充てます。
</td></tr>
<tr><td>掛金の徴収</td><td colspan="2">
●掛金はご加入者の指定した本人名義の金融機関口座からの振り替えにより徴収します。
●口座振替日は、①月払は毎月6日、②半年払は1月6日と7月6日、③一時払（加入時・中途）は、4月6日又は10月6日、④退職（脱退）時一時払は退職（脱退）月の翌月6日です（振替日の6日が休業日の場合は翌営業日となります）。
●月払、半年払及び一時払（加入時・中途）は合算して振り替えます。
●税制適格コースと自由選択コースの両方に加入しているときの口座は同一の口座とし、合算して振り替えます。
●掛金が3か月連続して未納となったときは、制度脱退の扱いとなります。
●退職（脱退）時一時払は、2か月連続して振り替え不能であった場合は、お申し込みの取り消しとなります。
●掛金は、収納代行会社三井住友カード株式会社（旧SMBCファイナンスサービス）に徴収を委託しています。通帳にはSMBC（ネンキンカケキン）と記帳されます（一部の銀行では、SMBC（ネンキンカケキン）以外が表示されることもあります）。
</td></tr>
<tr><td>掛金の減口と復活</td><td colspan="2">
●税制適格コースは月払掛金2口を引き続き払い込みすることによって減口（一部掛金を払い込み中止すること）ができます（全部減口（払い込み中止）はできません）。
減口を取り扱う事由は、①災害②疾病・障害③住宅の取得④教育⑤結婚⑥債務の弁済⑦その他掛金の払い込みに支障がある場合です。
●自由選択コースは月払・半年払全部を減口することができます。また、月払を増口することにより復活ができます。ただし、半年払のみの継続や復活はできません。減口の事由は上記7つの事由と同様です。
●自由選択コースの月払掛金を全部減口（払い込み中止）している場合は、退職（脱退）時一時払のお申し込みはできません。
年2回の申込期間内に事前に月払掛金の増口（最低2口以上）をし、必ず掛金の払い込みを再開した後に脱退の手続きをしてください。
●税制適格コース・自由選択コースとも、積立金の一部払出しはできません。
</td></tr>
<tr><td>脱退</td><td colspan="2">
●退職したとき。
●払い込み中途で自己都合による脱退又は死亡したとき。
●65歳に達した日の属する月の末日。
●掛金が3か月連続して未納になったとき。
</td></tr>
<tr><td>掛金の払い込み満了</td><td colspan="2">
●65歳に達した日の属する月の末日をもって、在職中であっても退職したものとみなして掛金の払い込み満了となります。
●ご加入者が任意継続加入者（注）となったときは、任意継続加入者である間は掛金の払い込みの継続ができますが、65歳に達したときは掛金の払い込み満了となります。
</td></tr>
<tr><td>コース解約</td><td colspan="2">
●税制適格コース、自由選択コースの両コースに加入している場合、片方のコースのみを解約することをいいます。
その場合、コース解約時点での積立金（脱退一時金額）を一時金でお受け取りいただきます。
※加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金（脱退一時金額）が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。
くわしくは11頁注意喚起情報「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について」をお読みください。
●コース解約を取り扱う事由は、①災害②疾病・障害③住宅の取得④教育⑤結婚⑥債務の弁済です。
</td></tr>
<tr><td>コース間の移行</td><td colspan="2">●税制適格コースと自由選択コースの積立金は、それぞれ区分して管理されますので、加入年数や積立金の移行はできません。</td></tr>
</table>

（注）退職の日まで引き続き1年と1日以上ご加入者であった人が、その退職の日から起算して20日を経過する日までに、任意継続加入者になることを私学事業団に申し出、払い込み期日までに「任意継続掛金」を納付したときは、任意継続加入者となります。その期間は2年を限度としています。

制度のお取り扱い

	税制適格コース （個人年金保険料控除）	自由選択コース （一般の生命保険料控除）
遺族年金・遺族一時金の受取人の順位（継続受取人）	●遺族年金・遺族一時金の受取人（継続受取人（※））は、配偶者（民法上の婚姻関係）、子、父母（養父母を実父母の上順位とする）、祖父母・孫、兄弟姉妹、曾孫、甥・姪の順で定まる人を指します（その他は民法の規定によります）。	
配当金	毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。 • 年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。 なお、年度途中に脱退された場合（死亡による脱退も含む）はその年の配当金はありません。 • 年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。 • 配当金は一時金受取できません。	
年金や一時金のお受け取りと受取人	●年金や一時金を主にお受け取りいただく場合は以下のとおりです。詳細につきましては、3～4頁「しくみ図」、5頁「年金の種類」、7頁「年金コースの初回年金月額の計算式及び年金のお取り扱いについて」、8～10頁「制度のお取り扱い」をお読みください。 ①年金……掛金の払い込み満了を迎えた場合に、積立金(注1)を原資とした年金をお受け取りいただきます。 ②脱退一時金‥‥年金受給権取得日前（掛金の払い込み期間中）に脱退された場合には、ご加入者に退職（脱退）時の積立金（注1）を一時金でお受け取りいただきます。 ③遺族年金・遺族一時金‥‥ご加入者が年金受給権取得日前（掛金の払い込み期間中）に死亡された場合は、死亡時の積立金（注1）に遺族年金特約による給付金（月払掛金・半年払掛金のそれぞれ1回分）を加算して、年金（注2）もしくは一時金にて遺族年金・遺族一時金の受取人（継続受取人（※））にお受け取りいただきます。 （注1）加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払い込み累計額を下回ることがあります（11頁注意喚起情報「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について」をお読みください）。 （注2）遺族年金は一定の要件を満たした場合に選択できます（8頁「給付内容」をご確認ください）。 ●年金や一時金の受取人は以下のとおりです。 年金・脱退一時金……ご加入者 遺族年金・遺族一時金……遺族年金・遺族一時金の受取人（継続受取人（※）） （注）ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。 また遺言により受取人を変更することはできません。	
引受保険会社	●この保険は保険料の払い込み割合及び給付の負担割合を引受割合とする共同取扱契約であり、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います（給付の負担割合は、引受保険会社の責任準備金額の割合によって決まりますので保険料の払い込み割合と相違する場合があります）。 なお、引受保険会社及び引受割合は変更することがあります。また、事務幹事会社は各引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。 事務幹事引受保険会社　：第一生命保険株式会社　東京都千代田区有楽町1-13-1　TEL:03-3216-1211（大代表） その他の引受保険会社　：明治安田生命保険相互会社　日本生命保険相互会社　住友生命保険相互会社 富国生命保険相互会社　太陽生命保険株式会社	

（※）継続受取人とは、配偶者（民法上の婚姻関係）、子、父母（養父母を実父母の上順位とする）、祖父母・孫、兄弟姉妹、曾孫、甥・姪の順で定まる人を指します（その他は民法の規定によります）。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、加入（増口）のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。加入（増口）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。なお、年金・一時金のお支払い条件、お支払いできない場合の詳細、その他の契約内容につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずお読みください。

1 加入（増口）のお申し込みの撤回等に関する事項（クーリング・オフ制度の適用はありません）

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入（増口）のお申し込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。加入（増口）に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2 加入の責任開始期

●ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。
●生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金・一時金をお支払いできない場合

●継続受取人（※1）又は遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。
ただし、その受取人が年金又は遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人（※1）又は遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金又は遺族一時金は、ご加入者の法定相続人（故意にご加入者を死亡させた人は除く）にお支払いすることとなります（年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります）。
●ご契約者が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部又は一部が取り消しとなったとき。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
●ご契約者、ご加入者、受取人又は継続受取人（※1）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部又は一部を解除したとき。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
●この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由（※2）が発生し、この保険契約の全部又は一部を解除したとき。
重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。

（※1）継続受取人とは、配偶者（民法上の婚姻関係）、子、父母（養父母を実父母の上順位とする）、祖父母・孫、兄弟姉妹、曾孫、甥・姪の順で定まる人を指します（その他は民法の規定によります）。
（※2）重大な事由とは、以下のとおりです。
①ご契約者、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で故意に支払事由を発生させたとき（未遂を含みます）。②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人又は継続受取人の詐欺があったとき（未遂を含みます）。③その他、ご契約者、ご加入者、年金・一時金の受取人又は継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4 保険料のお払い込みがない場合

加入取り消し又は脱退となることがあります。

5 積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について

●積立金、年金月額及び年金受取総額は加入時点では確定しておらず、ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際のお受取額は変動（増減）します。
●この保険ではお払い込みいただいた保険料（※）がそのまま積み立てられるのではなく、遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金が保険料（※）払い込み累計額を下回ることがあります。金額については、6頁「一時金・途中脱退した場合の給付額試算表」、7頁「年金コースの初回年金月額の計算式及び年金のお取り扱いについて」をご確認ください。
●年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率（予定利率・予定事業費率等）によって計算されます。
（※）保険料とは、お払い込みいただいた掛金から私学事業団の運営事務費を控除した金額を指します。

6 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

●年金・一時金のご請求は、ご契約者経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかにご契約者にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類をご契約者にご提出ください。
年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
●年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても給付を受けられる可能性がありますので、十分にご確認ください。

7 基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法及び同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、基礎率（予定利率・予定事業費率等）を変更することがあります。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

●保険会社の業務又は財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
●引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
［生命保険契約者保護機構］　TEL：03-3286-2820　受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

9 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
[(一社)生命保険協会] ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10 照会窓口

この保険に関するお手続きや加入に際しての生命保険会社に対するご照会につきましては、ご契約者経由にて承りますので、お問い合わせください。
問い合わせ先:日本私立学校振興・共済事業団　共済事業本部　貯金・貸付課　貯金係　TEL:03-3813-5321(代)

個人情報のお取り扱い

保険契約者(団体)は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)〔以下、個人情報〕を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。
生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
② 生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※)の案内・提供及び契約の維持管理
③ 生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※)の充実
④ その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者(団体)及び他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。
なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。
引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。
(※)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

個人番号(マイナンバー)のお取り扱い

この保険契約において、次の給付金請求(受け取り)に該当した場合、事務幹事引受保険会社は社会保障・税番号制度における「個人番号(マイナンバー)」が記載された「支払調書」を税務署に提出することが義務付けられています。このため、給付金の請求者(受取人)はマイナンバーの申告が必要となる場合があります。

- 一時金(終身保険、医療保険加入時の保険料充当も含む)で100万円を超える場合
- 年金で年額20万円を超える場合又は遺族年金(金額にかかわらず)の場合

なお、積立共済年金制度加入時に、マイナンバーの申告は必要ありません。

税法上のお取り扱い

保険料

●税制適格コース
ご加入者が負担された保険料(★)は、個人年金保険料控除の対象となります。
(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
●自由選択コース
ご加入者が負担された保険料(★)は、一般の生命保険料控除の対象となります。
(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

※生命保険料控除税制改正について
平成24年1月1日以降の新契約より、一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額の改正がありました。ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては平成23年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

年金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。
なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税を源泉徴収します。
(平成25年1月より復興特別所得税が含まれます。)
よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。
(所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条)

※平成22年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。
　年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。
※平成25年1月1日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。
(所得税法第209条、所得税法施行令第326条)
より詳しい内容等については、国税庁のホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。
[国税庁] ホームページアドレス https://www.nta.go.jp/

脱退一時金

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。
一時所得金額=脱退一時金−払い込み保険料(★)累計額−特別控除(最高50万円)
一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。
なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあった場合には、それらを合算して適用されます。
(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)

遺族一時金

相続税の対象となります。
受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。
非課税枠は、他に死亡保険金があった場合には、それらを合算して適用されます。
(相続税法第3条・第12条)

(★)保険料とは、お払い込みいただいた掛金から私学事業団の運営事務費を控除した金額を指します。

(注)税務のお取り扱いについては、令和7年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

加入(増口)にあたっての意向確認のお願い

加入(増口)にあたっては、このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)をお読みいただき、契約内容がご自身のご意向(ニーズ)に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認(了知)ください。

(チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。)

- □ **積立金、年金月額及び年金受取累計額は加入時点では確定しておらず、変動(増減)し、また、引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更があった場合には、実際のお受取額は増減することを確認しました。**
- □ **加入(増口)年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払い込み累計額を下回ることがあることを確認しました。**
- □ **給付内容・給付額試算表の金額等はご意向(ニーズ)に沿っています。**
- □ **掛金・掛金払い込み方法・掛金払い込み期間はご意向(ニーズ)に沿っています。**

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれ契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項が記載されています。このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)は、お申し込みいただきました後も大切に保管ください。なお、既加入者の方(既にお申し込みいただきました方)においても、制度の内容が変更となる場合があるため、常に最新のパンフレットをご確認ください。

医療保険コース「医療保険(有配当/2022)」

自由選択コースのみ

(令和8年4月1日現在の取扱内容で、今後変更となる場合があります。)

特長

0泊1日の日帰り入院から入院一時給付金をお支払いします。さらに、入院日数が30日を超えた場合は、その超えた分の日数に応じて長期入院給付金をお支払いします。8大生活習慣病(※)による入院は、入院一時給付金の支払回数、長期入院給付金の支払日数ともに無制限で保障します。

※8大生活習慣病
①がん(上皮内新生物等を含む)　②心疾患　③脳血管疾患
④高血圧性疾患　⑤糖尿病　⑥腎疾患　⑦肝疾患
⑧膵疾患

退職(脱退)後70歳まで以下の医療保障が得られます(60歳男性の場合、保険料553,107円を積立金から充当します)。

医療保険(有配当/2022)
◆入院一時給付金　◆長期入院給付金
◆手術給付金　◆放射線治療給付金

契約日 ←――― 保険期間 ―――→ 70歳満期

★入院一時給付金の支払いは1回の入院につき1回で、通算100回を限度とします。長期入院給付金の支払いは1回の入院につき90日、通算1,000日を限度とします。ただし、8大生活習慣病の場合、入院一時給付金、長期入院給付金ともに無制限でお支払いします。

給付内容(入院一時給付金額:10万円・長期入院給付金日額:5,000円)

給付金の名称	支払事由	支払額	支払限度
入院一時給付金	病気またはケガで1日以上入院したとき。※1	10万円	100回※2
長期入院給付金	病気またはケガで31日以上入院したとき。※1	5,000円×(入院日数−30日)	1入院 90日※2 通算 1,000日※2
手術給付金	公的医療保険または先進医療による手術を受けたとき。※3	〔入院中の手術〕50,000円(入院一時給付金額×50%) 〔外来の手術〕20,000円(入院一時給付金額×20%)	—
放射線治療給付金	公的医療保険または先進医療による放射線治療を受けたとき。	50,000円(入院一時給付金額×50%)※4	—

※1 睡眠時無呼吸の検査入院で睡眠時無呼吸と診断されなかった場合などは、入院一時給付金等の支払対象とはなりません。
※2 8大生活習慣病による入院については、支払限度到達後も給付金を支払います。
※3 ①創傷処理②皮膚切開術③デブリードマンなど、一部支払いの対象外となる手術があります。
※4 60日間に1回の給付を限度とします。

医療保険コースへの選択を希望される場合には、事前に事業団へお申出ください。
別途、フコク生命(医療保険引受保険会社)より、申込関係書類(「医療保険(有配当/2022)契約申込書」「被保険者の告知書」「契約概要」「ご契約のしおり―定款・約款」「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」)を送付します。
なお、「医療保険(有配当/2022)契約申込書」「被保険者の告知書」はフコク生命(医療保険引受保険会社)へ直接郵送してください。
医療保険(有配当/2022)にご加入後の諸変更および給付金などの請求はフコク生命(医療保険引受保険会社)へ直接お申出ください。

1 満65歳に達した場合、または掛金の払い込み期間2年以上かつ満55歳以上で退職(脱退)した場合、医療保険コースを選択できます。
2 医療保険(有配当/2022)の保険料は、積立共済年金の積立金(金額は一時金と同じ)から充当されます。
3 コース選択時に健康状態に関する告知が必要です。健康状態によっては医療保険コースを選択できない場合があります。
4 医療保険(有配当/2022)には満期保険金がありません。また、契約者貸付、保険料の自動貸付、払済・延長保険の取扱いができませんのでご留意ください。
5 **繰り延べとの併用や繰り延べ後の医療保険コース選択はできません。**
6 保障開始日
・加入が承諾された場合、積立共済年金制度の退職(脱退)時の積立金から医療保険(有配当/2022)の一括払保険料に充当します。積立共済年金制度の最終払込期月分掛金が退職(脱退)月に振り替えられますと、退職(脱退)日の属する月の翌月1日から保障を開始します。
・積立共済年金制度の退職(脱退)時に一括払保険料の払い込みを申し込まれ、第1回目の振替日(退職または脱退月の翌月)に振り替えができなかった場合には、保障開始日はフコク生命(医療保険引受保険会社)に保険料が入金された日ですのでご留意ください。
7 保険期間
保険期間は70歳満期です。(被保険者の年齢が70歳となる契約応当日の前日までです)。

●医療保険コースを選択するために必要な積立金(一括払保険料)

(注釈)なお、この一括払保険料は令和8年4月1日現在の保険料であり、今後変更となる場合があります。

契約年齢	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男　性	717,640円	684,086円	654,295円	622,437円	589,400円	553,107円	509,660円	465,175円	418,027円	367,056円	314,140円
女　性	491,611円	463,920円	442,737円	422,042円	398,334円	373,253円	343,391円	313,812円	281,604円	247,825円	211,902円

年齢の計算について
被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢(1年未満の端数は切捨て)で計算します。ご契約後の被保険者の年齢は、毎年の契約応当日ごとに契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。

■このページは商品の概要や代表事例を示しており、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。
■ご検討にあたっては、「契約概要」「ご契約のしおり―定款・約款」「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

引受保険会社:富国生命保険相互会社
(登)G-2025-23(2026.4.1)

新規加入申込書記入例

新規加入申込書を提出するときは、事前に金融機関にて手続きが必要ですのでご注意ください。
記入例は税制適格コースと自由選択コースの両方に新規で加入する場合です。

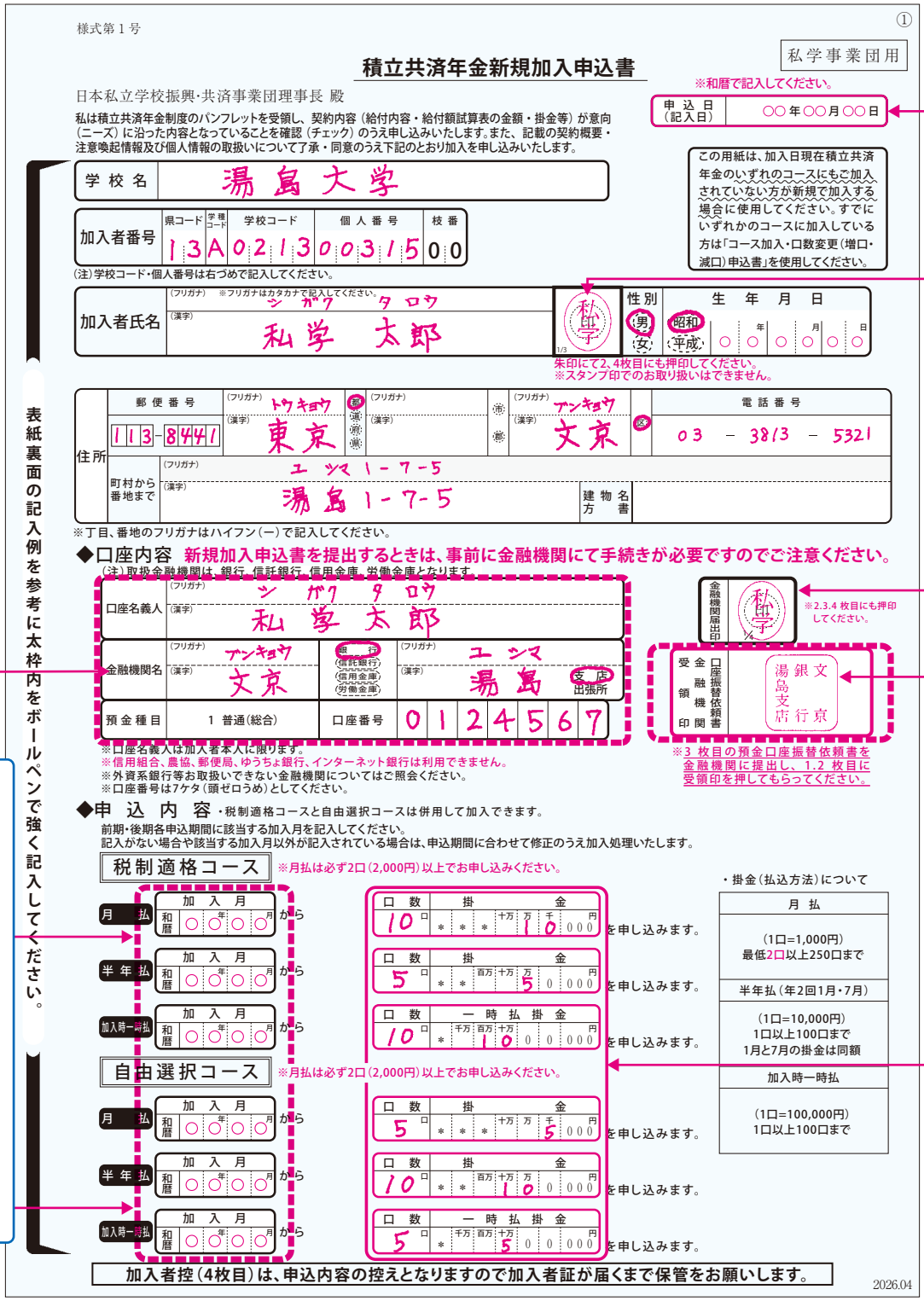

様式第１号 ①

私学事業団用

積立共済年金新規加入申込書

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

※和暦で記入してください。

申込日（記入日）：○○年○○月○○日

私は積立共済年金制度のパンフレットを受領し、契約内容（給付内容・給付額試算表の金額・掛金等）が意向（ニーズ）に沿った内容となっていることを確認（チェック）のうえ申し込みいたします。また、記載の契約概要・注意喚起情報及び個人情報の取扱いについて了承・同意のうえ下記のとおり加入を申し込みいたします。

この用紙は、加入日現在積立共済年金のいずれのコースにもご加入されていない方が新規で加入する場合に使用してください。すでにいずれかのコースに加入している方は「コース加入・口数変更（増口・減口）申込書」を使用してください。

学校名：湯島大学

加入者番号：県コード 13 / 学種コード A / 学校コード 02130 / 個人番号 031500 / 枝番 00

（注）学校コード・個人番号は右づめで記入してください。

加入者氏名：（フリガナ）シガク タロウ / （漢字）私学 太郎　（私学之印）1/3

性別：（男）女

生年月日：昭和（平成）○年○月○日

朱印にて2、4枚目にも押印してください。
※スタンプ印でのお取り扱いはできません。

住所：郵便番号 113-8441
（フリガナ）トウキョウ / （漢字）東京 都 道 府 県
（フリガナ）ブンキョウ / （漢字）文京 区
電話番号 03 - 3813 - 5321
町村から番地まで：（フリガナ）ユシマ 1-7-5 / （漢字）湯島 1-7-5
建物名方書：

※丁目、番地のフリガナはハイフン（－）で記入してください。

◆口座内容　新規加入申込書を提出するときは、事前に金融機関にて手続きが必要ですのでご注意ください。

（注）取扱金融機関は、銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫となります。

口座名義人：（フリガナ）シガク タロウ / （漢字）私学 太郎

金融機関名：（フリガナ）ブンキョウ / （漢字）文京 銀行（信託銀行 信用金庫 労働金庫）
（フリガナ）ユシマ / （漢字）湯島 支店 出張所

預金種目：1 普通（総合）　口座番号：0124567

※口座名義人は加入者本人に限ります。
※信用組合、農協、郵便局、ゆうちょ銀行、インターネット銀行は利用できません。
※外資系銀行等お取扱いできない金融機関についてはご照会ください。
※口座番号は7ケタ（頭ゼロうめ）としてください。

金融機関届出印：（私学之印）4/4　※2.3.4 枚目にも押印してください。

口座振替依頼書 受領印 金融機関印：湯島支店 銀行 文京

※3 枚目の預金口座振替依頼書を金融機関に提出し、1.2 枚目に受領印を押してもらってください。

◆申込内容・税制適格コースと自由選択コースは併用して加入できます。

前期・後期各申込期間に該当する加入月を記入してください。
記入がない場合や該当する加入月以外が記入されている場合は、申込期間に合わせて修正のうえ加入処理いたします。

税制適格コース　※月払は必ず2口（2,000円）以上でお申し込みください。

	加入月	口数	掛金
月払	和暦 ○年○月から	10口	10,000円 を申し込みます。
半年払	和暦 ○年○月から	5口	5,000円 を申し込みます。
加入時一時払	和暦 ○年○月から	10口	一時払掛金 10,000円 を申し込みます。

自由選択コース　※月払は必ず2口（2,000円）以上でお申し込みください。

	加入月	口数	掛金
月払	和暦 ○年○月から	5口	5,000円 を申し込みます。
半年払	和暦 ○年○月から	10口	10,000円 を申し込みます。
加入時一時払	和暦 ○年○月から	5口	一時払掛金 5,000円 を申し込みます。

・掛金（払込方法）について

月払
（1口=1,000円）最低2口以上250口まで
半年払（年2回1月・7月）
（1口=10,000円）1口以上100口まで 1月と7月の掛金は同額
加入時一時払
（1口=100,000円）1口以上100口まで

加入者控（4枚目）は、申込内容の控えとなりますので加入者証が届くまで保管をお願いします。

2026.04

表紙裏面の記入例を参考に太枠内をボールペンで強く記入してください。

申込日（記入日）は必ずご記入ください。

スタンプ印以外の印を1、2、4枚目とも押印してください。

金融機関届出印を1、2、3、4枚目とも押印してください。

加入者本人名義の口座をご記入ください。

重要
・金融機関の受領印が必要です。3枚目の預金口座振替依頼書を金融機関に提出し、1、2枚目に受領印を押してもらってください。
・1、2枚目は学校等の私学共済事務担当者経由で私学事業団へ提出してください。

お申し込みされる口数・掛金をご記入ください。
※その際、口数と掛金額を一致させてください。

重要
前期・後期各申込期間に該当する加入月を記入してください。

●令和8年前期募集
（令和8年6月1日～6月30日）
月払：和暦 ○年○月
半年払：和暦 ○年○月
加入時一時払：和暦 ○年○月

●令和8年後期募集
（令和8年11月2日～11月30日）
月払：和暦 ○年○月
半年払：和暦 ○年○月
加入時一時払：和暦 ○年○月

◆申込期間及び加入日

	申込期間	加入日	＊加入月		
			月払	半年払	一時払
前期	令和8年6月1日(月)～6月30日(火)	令和8年10月1日	令和8年10月	令和9年1月	令和8年10月
後期	令和8年11月2日(月)～11月30日(月)	令和9年4月1日	令和9年4月	令和9年7月	令和9年4月

＊加入後初回掛金振替日は、（月払）前期：10月6日、後期：4月6日、（半年払）前期：1月6日、後期：7月6日となります。
＊加入時一時払は、初回月払掛金と同時に振り替えとなります。
＊振替日の6日が休業日の場合は翌営業日となります。
＊申込書には、前期・後期各申込期間に該当する加入月を記入してください。
記入がない場合や該当する加入月以外が記入されている場合は、申込期間に合わせて修正のうえ加入処理いたします。

申込書（PDF）のダウンロードはコチラ　申込書

コース加入・口数変更（増口・減口）申込書記入例

記入例は自由選択コースに加入している方が、増口してさらに税制適格コースに新たにコース加入する場合です（税制適格コースの掛金も、現在の預金口座で振り替えます）。

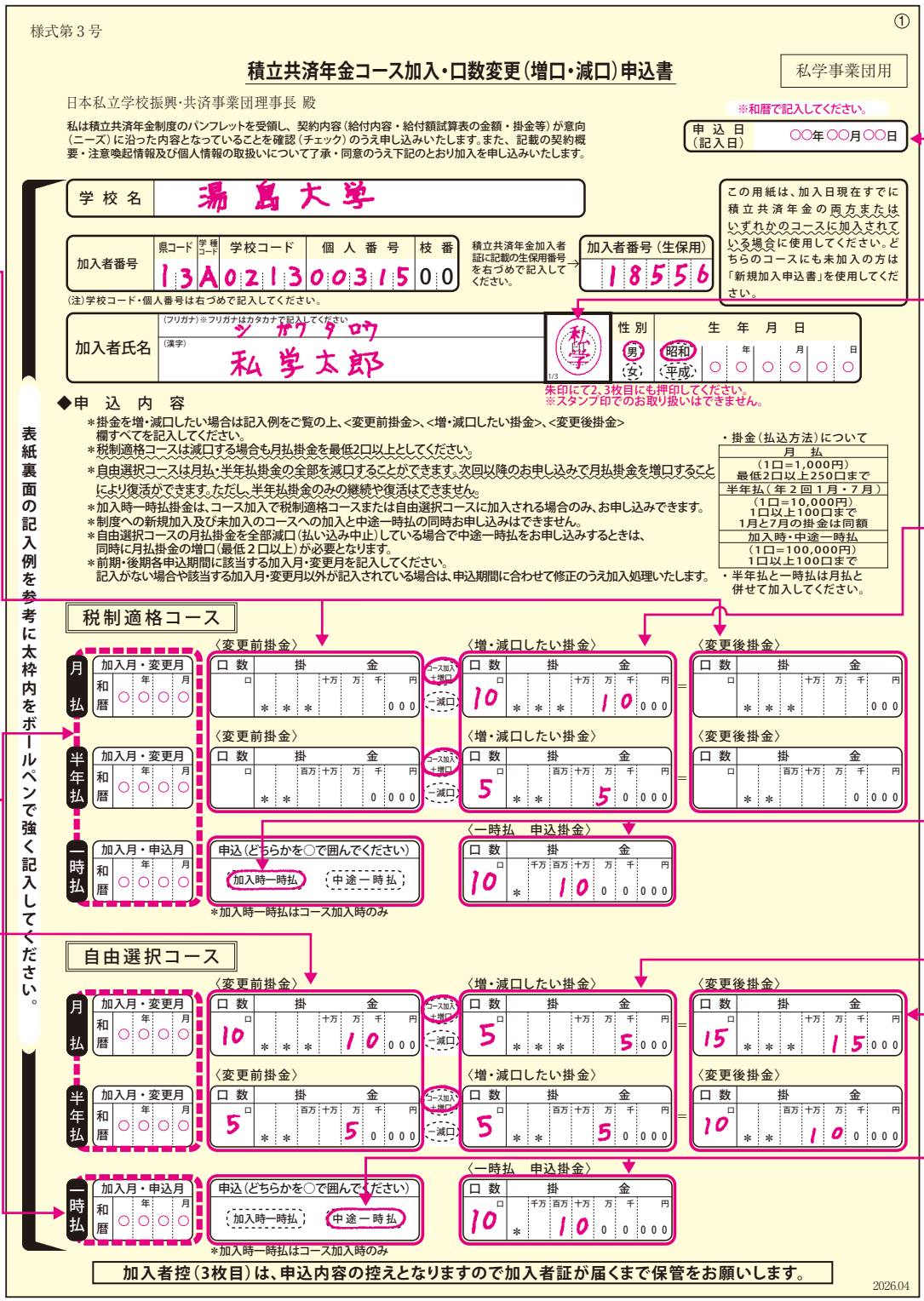

様式第３号　①

積立共済年金コース加入・口数変更（増口・減口）申込書

私学事業団用

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

私は積立共済年金制度のパンフレットを受領し、契約内容（給付内容・給付額試算表の金額・掛金等）が意向（ニーズ）に沿った内容となっていることを確認（チェック）のうえ申し込みいたします。また、記載の契約概要・注意喚起情報及び個人情報の取扱いについて了承・同意のうえ下記のとおり加入を申し込みいたします。

※和暦で記入してください。

申込日（記入日）　○○年○○月○○日

学校名　湯島大学

加入者番号　県コード 13　学種コード A　学校コード 0213　個人番号 00315　枝番 00

（注）学校コード・個人番号は右づめで記入してください。

積立共済年金加入者証に記載の生保用番号を右づめで記入してください。→ 加入者番号（生保用）18556

この用紙は、加入日現在すでに積立共済年金の両方またはいずれかのコースに加入されている場合に使用してください。どちらのコースにも未加入の方は「新規加入申込書」を使用してください。

加入者氏名　（フリガナ）※フリガナはカタカナで記入してください　シガクタロウ
（漢字）私学太郎

1/3　私学

性別　男・女　生年月日　昭和・平成　○年○月○日

朱印にて2、3枚目にも押印してください。
※スタンプ印でのお取り扱いはできません。

◆申込内容

＊掛金を増・減口したい場合は記入例をご覧の上、<変更前掛金>、<増・減口したい掛金>、<変更後掛金>欄すべてを記入してください。
＊税制適格コースは減口する場合も月払掛金を最低2口以上としてください。
＊自由選択コースは月払・半年払掛金の全部を減口することができます。次回以降のお申し込みで月払掛金を増口することにより復活ができます。ただし、半年払掛金のみの継続や復活はできません。
＊加入時一時払掛金は、コース加入で税制適格コースまたは自由選択コースに加入される場合のみ、お申し込みできます。
＊制度への新規加入及び未加入のコースへの加入と中途一時払の同時お申し込みはできません。
＊自由選択コースの月払掛金を全部減口（払い込み中止）している場合で中途一時払をお申し込みするときは、同時に月払掛金の増口（最低２口以上）が必要となります。
＊前期・後期各申込期間に該当する加入月・変更月を記入してください。
記入がない場合や該当する加入月・変更月以外が記入されている場合は、申込期間に合わせて修正のうえ加入処理いたします。

・掛金（払込方法）について

月払
（1口＝1,000円）最低2口以上250口まで
半年払（年２回１月・７月）
（1口＝10,000円）1口以上100口まで 1月と7月の掛金は同額
加入時・中途一時払
（1口＝100,000円）1口以上100口まで

・半年払と一時払は月払と併せて加入してください。

表紙裏面の記入例を参考に太枠内をボールペンで強く記入してください。

税制適格コース

	加入月・変更月	〈変更前掛金〉	〈増・減口したい掛金〉	〈変更後掛金〉
月払	和暦 ○年○月○	口数 ＊＊＊ 円 000	口数 10 ＊＊＊ 円 10 000	口数 ＊＊＊ 円 000
半年払	和暦 ○年○月○	口数 ＊＊ 円 0 000	口数 5 ＊＊ 円 5 0 000	口数 ＊＊ 円 0 000
一時払	加入月・申込月 和暦 ○年○月○	申込（どちらかを○で囲んでください）加入時一時払　中途一時払	〈一時払　申込掛金〉 口数 10 ＊ 円 10 0 0 000	

＊加入時一時払はコース加入時のみ

自由選択コース

	加入月・変更月	〈変更前掛金〉	〈増・減口したい掛金〉	〈変更後掛金〉
月払	和暦 ○年○月○	口数 10 ＊＊＊ 円 10 000	口数 5 ＊＊＊ 円 5 000	口数 15 ＊＊＊ 円 15 000
半年払	和暦 ○年○月○	口数 5 ＊＊ 円 5 0 000	口数 5 ＊＊ 円 5 0 000	口数 10 ＊＊ 円 10 0 000
一時払	加入月・申込月 和暦 ○年○月○	申込（どちらかを○で囲んでください）加入時一時払　中途一時払	〈一時払　申込掛金〉 口数 10 ＊ 円 10 0 0 000	

＊加入時一時払はコース加入時のみ

加入者控（3枚目）は、申込内容の控えとなりますので加入者証が届くまで保管をお願いします。

2026.04

今回新たに加入する場合は〈変更前掛金〉〈変更後掛金〉の記入は不要です。

重要

前期・後期各申込期間に該当する加入月・変更月を記入してください。

●令和8年前期募集（令和8年6月1日～6月30日）

	加入月・変更月	加入月・申込月
月払	和暦 0年8月10日	和暦 0年8月10日
半年払	和暦 0年9月01日	和暦 0年9月01日
一時払	和暦 0年8月10日	和暦 0年8月10日

●令和8年後期募集（令和8年11月2日～11月30日）

	加入月・変更月	加入月・申込月
月払	和暦 0年9月04日	和暦 0年9月04日
半年払	和暦 0年9月07日	和暦 0年9月07日
一時払	和暦 0年9月04日	和暦 0年9月04日

既に加入いただいている場合は〈変更前掛金〉の記入が必要です。

申込日（記入日）は必ずご記入ください。

スタンプ印以外の印を3枚とも押印してください。

お申し込みされる口数・掛金をご記入ください。
※その際、口数と掛金額を一致させてください。

新規で加入される時のみのお申し込みとなります。（月払加入が前提）

増・減口したい口数・掛金をご記入ください。
※その際、口数と掛金額を一致させてください。

変更後の口数・掛金をご記入ください。
※その際、口数と掛金額を一致させてください。

月払掛金を全部減口（払い込み中止）中の場合は、同時に月払掛金の増口が必要となります。

◆申込期間及び加入日（変更日）

	申込期間	加入日（変更日）	＊加入月（変更月） 月払	半年払	一時払
前期	令和8年6月1日（月）～6月30日（火）	令和8年10月1日	令和8年10月	令和9年1月	令和8年10月
後期	令和8年11月2日（月）～11月30日（月）	令和9年4月1日	令和9年4月	令和9年7月	令和9年4月

＊加入（変更）後初回掛金振替日は、（月払）前期：10月６日、後期：４月６日、（半年払）前期：１月６日、後期：７月６日となります。
＊一時払（加入時・中途）は、加入月・申込月の月払掛金と同時に振り替えとなります。
＊振替日の６日が休業日の場合は翌営業日となります。
＊申込書には、前期・後期各申込期間に該当する加入月・変更月を記入してください。
記入がない場合や該当する加入月・変更月・申込月以外が記入されている場合は、申込期間に合わせて修正のうえ加入処理いたします。

申込書（PDF）のダウンロードはコチラ → 申込書